

【第 7 回持続可能性有識者委員会 資料】

「人権に関する通報受付窓口」の設置及び運用について

2026.9.14 2027 年国際園芸博覧会協会



人権に関する協会の方針



GREEN×EXPO協会は、**サステナビリティ戦略**において「人権」の基本方針を設定している。

人権を尊重し、あらゆる差別等を禁止し、公平で包摂的な博覧会の実現を目指す。

サステナビリティ戦略（抜粋）

3.1.2 基本方針

基本方針1 本園芸博に関わる全ての関係者は、国際的に認められた人権を尊重する

人権保障に関する責任は主として政府にあるが、個人や組織もまた人権の支持と尊重に重要な役割を担っている。国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に示されているように、ビジネス界には人権を尊重する責任がある。業務環境や企業活動、様々な関係において企業は人権に悪影響を与えるリスクをもたらすことがある一方で、同時に自社の事業活動を発展させる過程で人権の享受を支持・促進する機会を提供している。本園芸博及び全ての関係者においても、人権を支持、促進する。

基本方針2 「幸せを創る明日の風景」というテーマの実現に向けて、人権を尊重する

本園芸博のテーマとして「幸せを創る明日の風景」を設定している。本テーマには、一人ひとりが心に「幸福感を深める」ための種を自分の意志で蒔き、これを人や環境との関わりの中で育み、生命力にあふれ、個性豊かに、多彩な花を咲かせること、それが豊かさを深める社会の風景である、という思いを込めている。このような社会の実現のためには、普遍的な概念である人権への配慮は前提条件となるため、本テーマの実現に向けて、協会は本園芸博の開催を通じて人権を尊重する。

3.1.3 取組の方向性

方向性1 国際的に認められた人権に関する国際規範を尊重する

協会は、国際的に認められた人権に関する国際規範を尊重し、国際規範が要請する内容について、効果的な方法により人権遵守の情報を発信し、組織内浸透を図る。これにより本園芸博の運営全般を通じて国際的な人権基準の遵守・尊重の基礎を構築する。また、協会の契約事業者や出展者等に対して、調達コード等により国際的に認められた人権基準の遵守・尊重を求める。これによりサプライヤー、サプライチェーン全般に対して同様に基礎が構築されることを目指す。

方向性2 あらゆる差別・ハラスメントを禁止する

組織内の人事、採用、管理等において、人種、国籍、宗教、性別、性的指向・性自認、障害の有無、社会的身分等によるいかなる差別やハラスメントも排除する。また、出展する企業等の調達物品等の製造・流通等においても同様に差別やハラスメントの排除を要求する。

方向性3 地域住民等の権利侵害を禁止する

本園芸博の開催に伴う活動による人権侵害の未然防止や軽減のみならず、より広い視点を持って人権が尊重される社会づくりに貢献する。そのため、人権侵害を受けやすい社会的に立場の弱い人が抱える課題への理解を深めて、多様なステークホルダーと連携して自立支援につなげていく等、国内外での包摂的な社会づくりに貢献する。サプライヤー等においては、調達物品等の製造・流通等において、先住民民族及び地域住民等の権利を尊重することを求める。

方向性4 女性の権利を尊重する

協会は組織運営において、性別による固定概念を打破し、女性の権利を尊重し、女性のエンパワメントや男女共同参画社会の推進、リプロダクティブヘルス・ライツの観点から、女性人材の積極登用や育児休暇の取得しやすい環境づくりに十分に配慮する。また、国連グローバル・コンパクトと国連婦人開発基金が策定した「女性のエンパワメント原則（WEPS）」の7原則に基づき、社会的責任のある主体としてジェンダー平等の実現に取り組む。

方向性5 障害者の権利を尊重する

協会は組織と本園芸博の運営において、障害者の権利を尊重し、本園芸博への参加促進とともに、製品・サービスの提供の際の安全性を確保する。また、本園芸博の開催を契機として経済的・社会的活動への参加を支援するため、障害者の雇用促進や職場環境のバリアフリー化、障害者授産製品の使用等にも配慮する。

方向性6 こどもの権利を尊重する

協会は組織と本園芸博の運営において、こどもの権利を尊重して、本園芸博への参加促進とともに、こども向け製品・サービスの提供の際に、安全性の確保やこどもを世話する親・保護者への支援等に配慮する。またサプライヤーに対しては、調達物品等の製造・流通等においても、こどもの権利を尊重しその健全な育成を支援することや、児童労働の禁止を求める。

方向性7 社会的少数者（マイノリティ）の権利を尊重する

協会は組織と本園芸博の運営において、民族的・文化的少数者、性的少数者（LGBT等）、移住労働者といった社会的少数者の人々の権利についても同様に尊重し、それぞれの特性に応じたプライバシー保護にも配慮しつつ、これらの人々が平等に経済的・社会的権利を享受できるように配慮する。

また、協会及び出展者等が、物品・サービスの調達や工事の実施に当たり遵守する、「**持続可能性に配慮した調達コード**」の共通基準に「人権」の項目を設け、多様性と包摂性の確保を求めている。

戦略と調達コード本文はこちらから

[サステナビリティに関する取組み | 2027年国際園芸博覧会 公式ウェブサイト](#)

「人権に関する通報受付窓口」設置の必要性



サステナビリティ戦略との接続

人権尊重を、方針から実行へ

- ・サステナビリティ戦略を実行するうえで、人権の尊重は、博覧会に関わるすべての人が安心して参加・協働できる環境を支える基盤。
- ・方針を掲げるだけでなく、現場の懸念を把握し、対応へつなげる仕組みが必要。

・特に、人権上の問題は、当事者が声を上げにくく、周囲からも見えにくい傾向があり、相談先が不明確なままでは対応が遅れ、被害の拡大・深刻化や再発につながるおそれがある。

・よって、役職員、委託先、出展者、参加者、サプライヤー、ボランティア、来場者などが利用できる窓口を設置、相談者の安全と意思を尊重し、確認、是正、再発防止、運用改善をはかる。

窓口は、声を受け付けるだけでなく、人権リスクを早期に捉え、サステナビリティ戦略の実効性を継続的に高めるための基盤と位置付ける。

※なお、協会職員については別途内部通報窓口、ハラスメント窓口を設置、運用している。

窓口設置が必要な理由

01 声を早期に受け止める

差別、ハラスメント、労働、安全、プライバシー等の懸念を早期に把握。

02 安心してアクセスできる

匿名相談、秘密保持、不利益取扱いの禁止により、安心して声を上げられる環境を整備。

03 是正と改善につなげる

個別案件への対応と相談傾向の分析を、リスク低減、再発防止、運用改善へ反映。

通報受付フロー（案）

協会ホームページを起点に、内容別に所管課へ振り分け

01 協会ホームページ

「人権に関する通報受付窓口」通報様式を掲載

02 通報者

通報様式に記入し、メールまたは郵送で通報

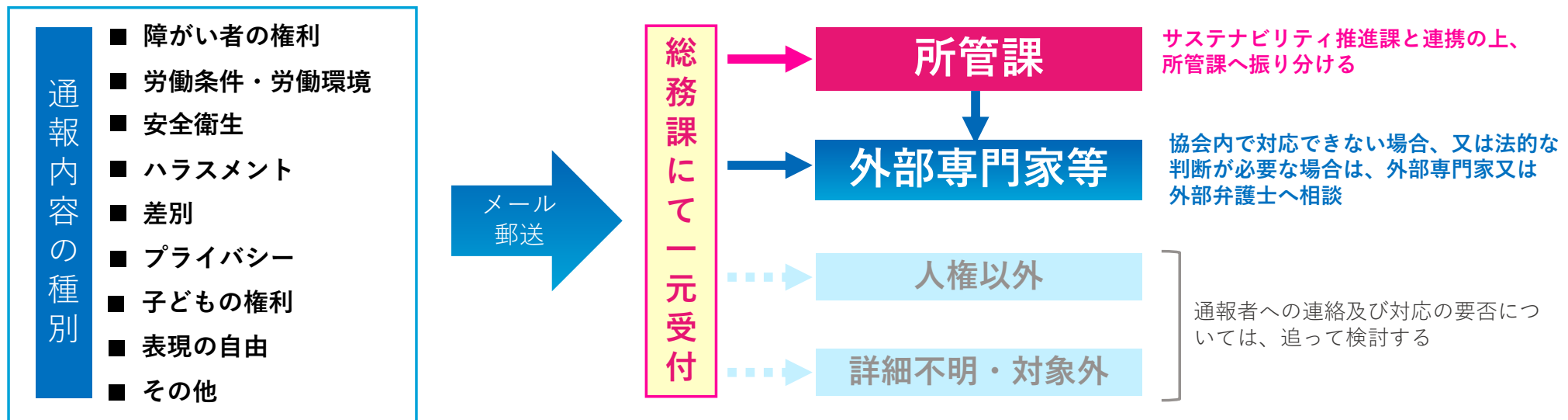
03 総務課

通報を一元受付し、内容を確認

04 所管課

対応策を検討

通報内容による振り分け（案）



※大阪・関西万博で受け付けた通報内容から想定される通報種別

窓口開設予定



大阪・関西万博の先行事例を踏まえ、開幕前の周知・準備期間を確保

※大阪・関西万博は、2025年2月に開設（2025年4月開幕の2か月前）

2026年12月末まで

窓口を開設

2027年3月

博覧会開幕



開幕の3か月程度前をメド

※対応結果の公表については、追って検討する

【参考】「人権に関する通報受付窓口」設置前後の比較



既存の3窓口は継続し、「人権に関する通報受付窓口」を新設。対象は博覧会に関わる全ての者。

<現状> 受付窓口：3窓口

内部通報受付窓口

受付：内部⇒総務課／外部⇒外部弁護士

対象：協会役職員・委託先従業員

ハラスメント等の相談窓口

受付：内部⇒人事課／外部⇒あんしん相談センター・こころの耳相談窓口

対象：協会役職員

「持続可能性に配慮した調達コード」通報受付窓口

受付：サステナビリティ推進課

対象：ステークホルダー

<設置後> 受付窓口：4窓口

【新設】人権に関する通報受付窓口

受付：総務課

対象：博覧会に関わる全ての者（来場者・協会役職員・委託先・出展者・参加者・サプライヤー・ボランティア等）

内部通報受付窓口

受付：内部⇒総務課／外部⇒外部弁護士

対象：協会役職員・委託先従業員

ハラスメント等の相談窓口

受付：内部⇒人事課／外部⇒あんしん相談センター・こころの耳相談

対象：協会役職員

「持続可能性に配慮した調達コード」通報受付窓口

受付：サステナビリティ推進課

対象：ステークホルダー

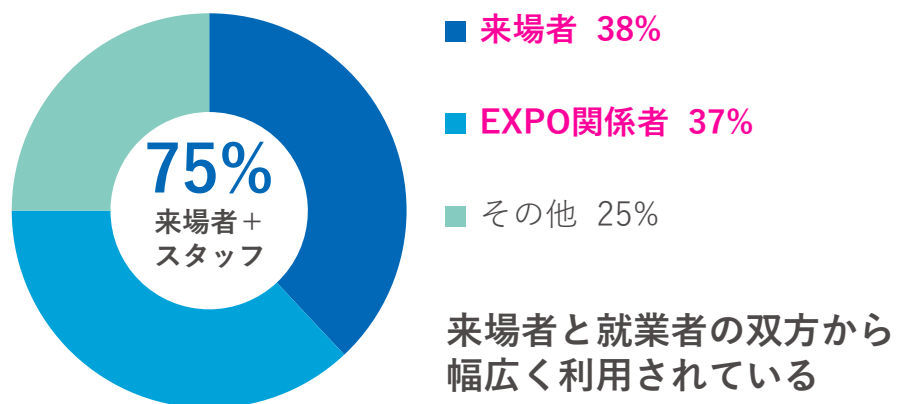
※既存の3窓口は現行どおり運用。人権に関する通報は総務課で一元受付し、内容に応じて所管課へ振り分ける。

【参考】大阪・関西万博「人権窓口」受付傾向

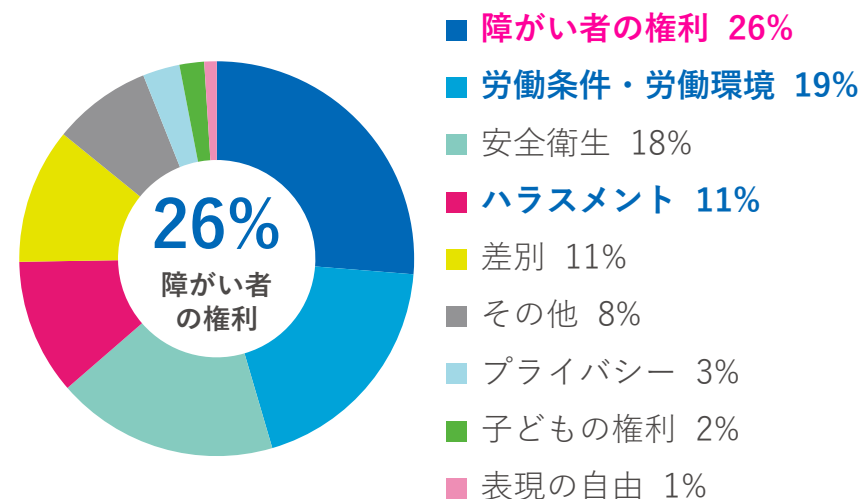
※受付総数 177件(公表分)



通報者別構成



通報種別構成



通報者別の分析ポイント

- 01 来場者38%・EXPO関係者37%で計75%。外部・内部の双方に利用
- 02 来場者は障がい者対応・安全衛生・差別などが中心
- 03 スタッフは労働条件・ハラスメント・安全衛生が中心

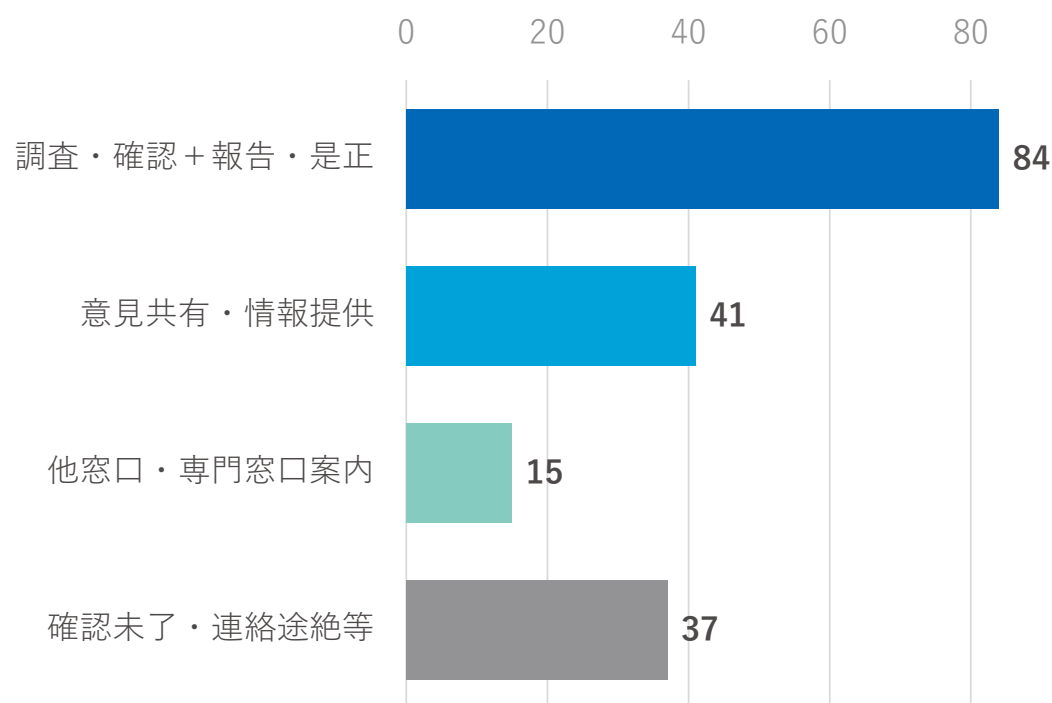
通報種別構成の分析ポイント

- 01 障がい者の権利26%が最多。合理的配慮へのニーズが顕在化
- 02 労働条件19%+ハラスメント11%=30%。労務課題が中心
- 03 安全衛生18%。接遇・暑熱・安全配慮が中心

【参考】大阪・関西万博「人権窓口」処理状況 | 約半数は調査・確認を実施



「処理状況」の記述を、主たる対応内容で4分類（全177件）



01 84件 | 47.5% 調査・確認のうえ報告・是正

被通報者・関係者への調査やルール確認を行い、通報者へ結果を報告。必要に応じ注意・謝罪・改善。

02 41件 | 23.2% 意見共有・情報提供として受領

意見を関係者へ共有・周知、または参考意見・情報提供として受領し、謝意を伝達。

03 15件 | 8.5% 他窓口・専門窓口を案内

案件に適した他窓口や、法的な調査・対応が可能な窓口を紹介。

04 37件 | 20.9% 追加確認未了・連絡途絶等

追加情報への回答なし、連絡途絶、取下げなどにより手続を終了。

全体の約7割に対して対応が必要

調査・確認、または意見共有・情報提供として対応（125件／70.6%）

